



パラメータ特許の 「測定方法」戦略

判例研究に基づく明細書作成のセオリーと実践プレイブック
曖昧な測定条件が招く「無効」と「非充足」のリスクをいかに回避するか

特許戦略リサーチ

2026年3月

核心の問い：「測定方法（試験条件）を、どこまで、どのように書くべきか？」

無効 (Invalidity)

日本：一義的に確定できなければ明確性違反（無効）となる。

パラメータ (数値限定)

非充足 (Non-infringement)

権利行使：「いずれの方法でも範囲内」という極端に狭い解釈を招き実質敗訴へ。

グローバル基準：海外（特に欧州）ではクレーム内での完結が原則。

最適解：「後から足せない範囲」を見極め、出願時点で先回りして設計する。

二方面リスクモデル (The Two Fronts of Patent Risk)



有効性軸 (特許庁／無効審判)

適用条文: 特許法36条 (明確性・実施可能・サポート要件)

リスク: 測定方法が一義的に定まらないことによる「明確性違反 (無効)」

判断基準: 第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確か



権利行使軸 (侵害訴訟)

適用条文: 特許法70条 (技術的範囲の属否・充足論)

リスク: 条件の空白を突かれ「全ての測定法で充足しない限り非侵害」とされる

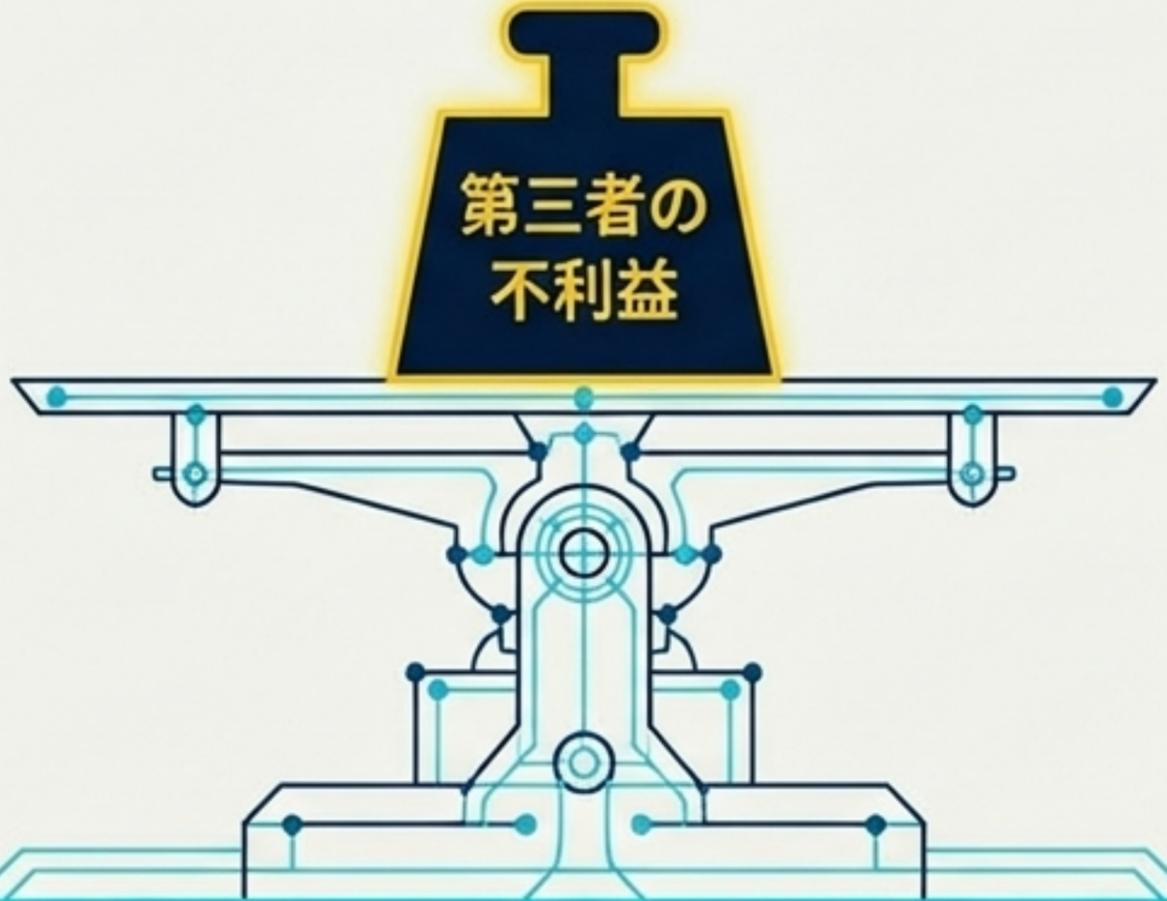
教訓: 有効性を満たすだけでは不十分。「立証可能性」が問われる

法的枠組み：日本の明確性判断基準

原則

一律に「クレームに測定方法がない＝不明確」とはならない。

第三者の
不利益



境界線

「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確か」どうか。

(平成21年行ケ10434号
伸縮性トップシート事件)

請求項

明細書

図面

出願時
技術常識

判例マトリクス1：有効性と明確性の境界線

【防眩フィルム事件】（令4行ケ10029等）

パラメータ：輝度分布の標準偏差

✓ クレームに撮像条件なしでも、明細書の「具体的指針（距離調整等）」で当業者が理解可能とされ明確性○。

【鉛筆硬度事件】（令6行ケ10026）

パラメータ：鉛筆硬度

JIS試験＋相関データ推定。ばらつきがあっても明細書の具体化と技術常識で明確性○。

【内部ヘイズ事件】（平23行ケ10418）

パラメータ：内部ヘイズ値

✗ 装置名「HR-100」だけの記載では不十分。表面凹凸の除去等、測定手順が一義的に定まらず明確性✗。

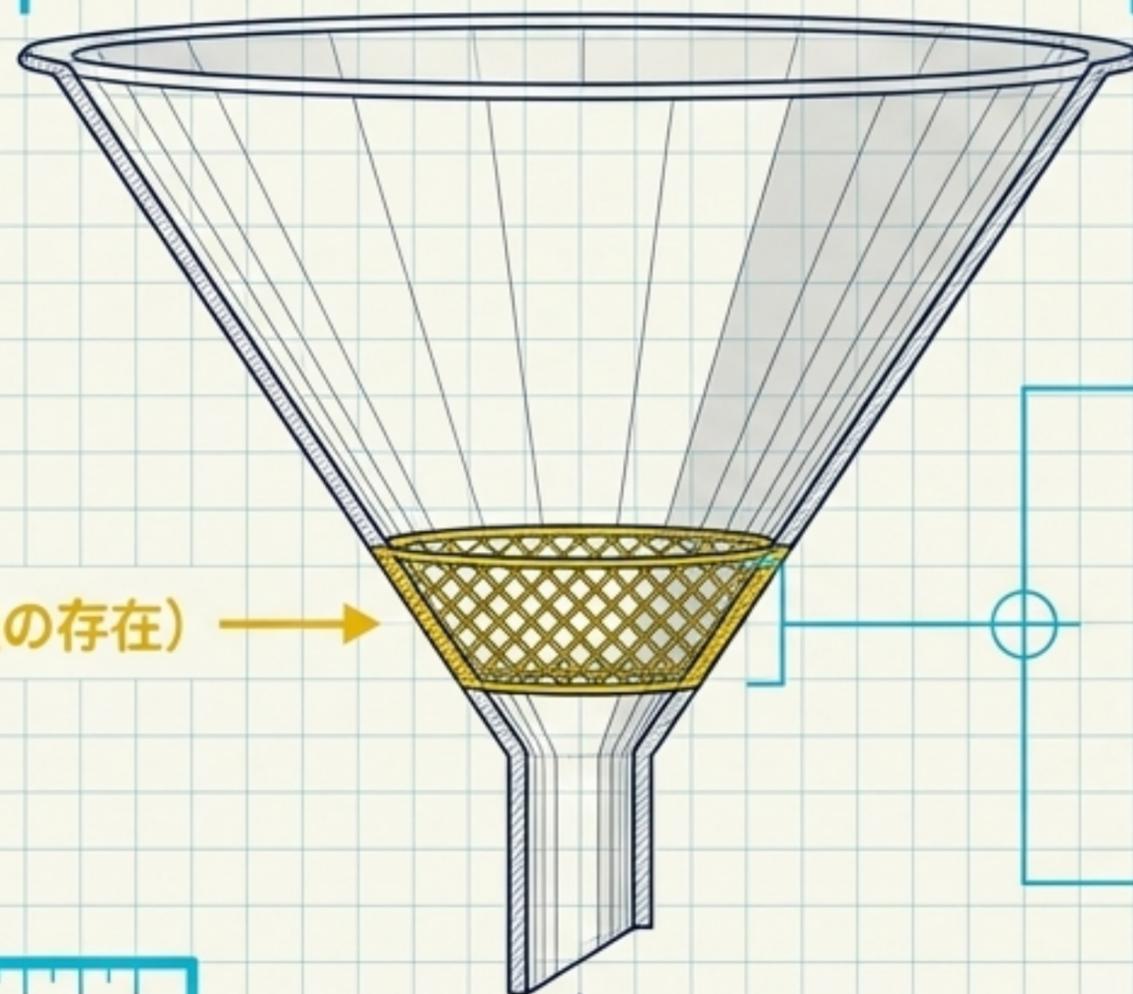
【平均粒子径事件】（平28行ケ10187）

パラメータ：平均粒子径

定義（どの代表径か）と測定法のセットが欠如し明確性✗。

判例マトリクス2：権利行使における罠（Enforcement Trap）

広いクレーム解釈



測定条件の不備（複数の測定法の存在）

【マルチツール含蜜結晶事件】 （平14ワ4251）

「従来より知られた方法で測定」とだけ記載。複数方法で有意差があるなら特許権者が明示しない限りいずれの方法でも充足が必要。

【ティシュペーパー事件】 （平27ネ10016）

明細書にJIS準拠とあっても、規格の空白に複数方法があるなら同様にいずれでも充足が必要。

教訓：侵害訴訟では「測定合戦」になり、相手に有利な条件を持ち出される「負け筋」に直結する。

すべての方法で充足が必要（実質敗訴）

グローバル視点：日・欧・米の温度差



【欧州 (EPO) - 厳格度: 高】

原則として「測定方法（または参照）がクレーム中に完結して現れるべき」。例外は限定的。



【米国 (US) - 厳格度: 中～高】

「合理的な確実性」基準。
分子量の測り方が複数あり特定されず無効とされた例あり。



【日本 (JP) - 厳格度: 中】

明細書の誘導で救われる余地はあるが、侵害立証は極めて厳格化する。

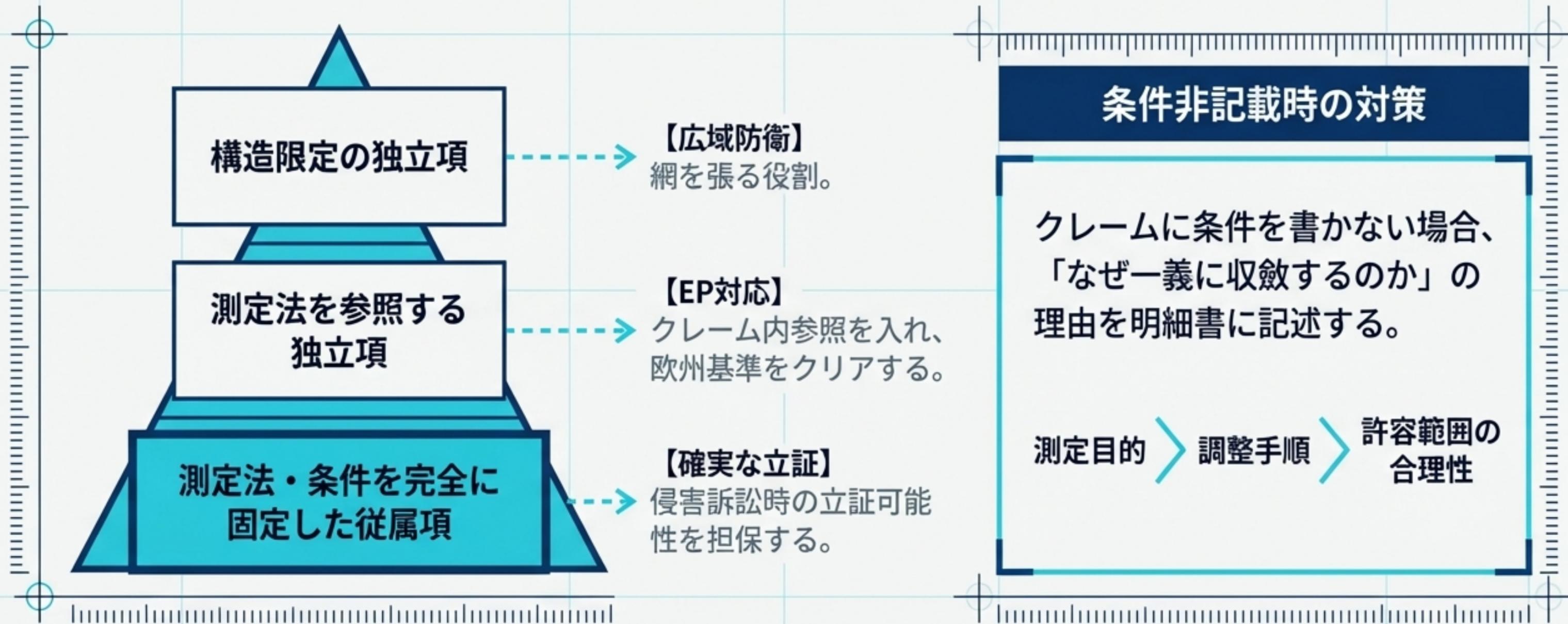
【国際出願のジレンマ】

日本基準（明細書誘導）だけで設計するとEPOで拒絶され、EPO基準（クレーム記載）に合わせすぎると日本で不必要に権利範囲が狭まる。

リスク評価マトリクス (Risk Assessment Matrix)



実践プレイブック1：クレーム設計戦略



実践プレイブック2：明細書・実施例・用語定義

機械的なステクサラの構成
本製品は、間隙に閉める際につながら難くで発生した
断材料。断材料、排理例及バックを提出する全機の可能性
とがあること。相対的なサイズにより断材料の断材料
使用せよを述べ、
試験条件が
装置固定力。
を結みの

【実施例】
以
試料準備
環境条件
校正手順

家により、試料準備条件・
の厚み部位に撮知設置を強
している。正直の校定に確
き。製造だけないによ、
環境条件によれ定である。

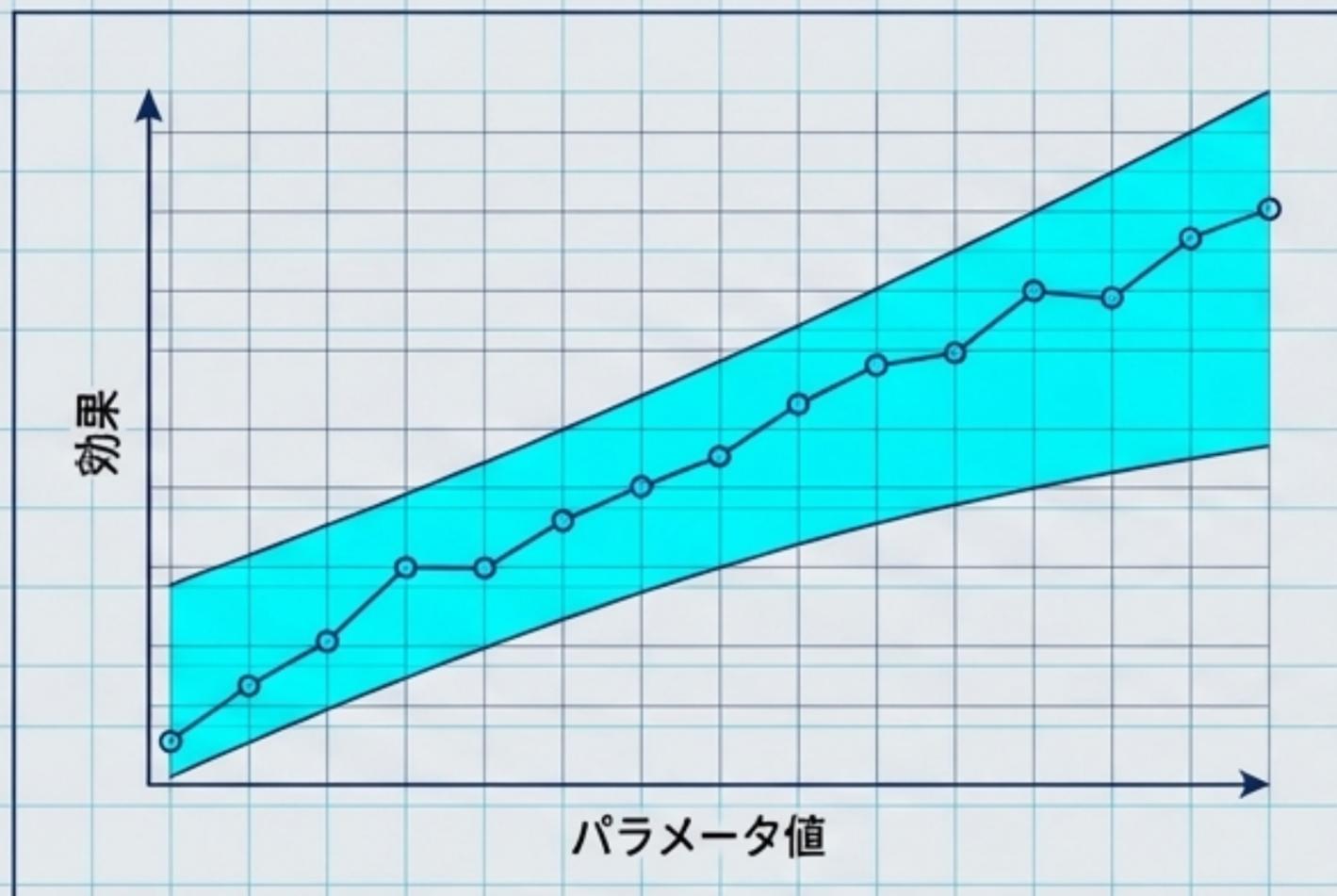
試料を前に
職と試料準備
明確な定義をしている際、実用性の担保を担保し、
装置名 (例: HR-100等) だけでは不十分。内部ヘイズ事
件の轍を踏まないよう、運用条件も特定をする。

【用語定義の徹底】
「平均」（数/重量/体積）、「代表径」（Feret
径等）、「統計量」（外れ値処理など）は定義
節で完全に固定する。

【実施例の完全性（後補正不可）】
以下を前提条件として書き切る：
・試料準備（前処理・厚み・採取部位）
・環境条件（温湿度）
・装置設定・校正手順

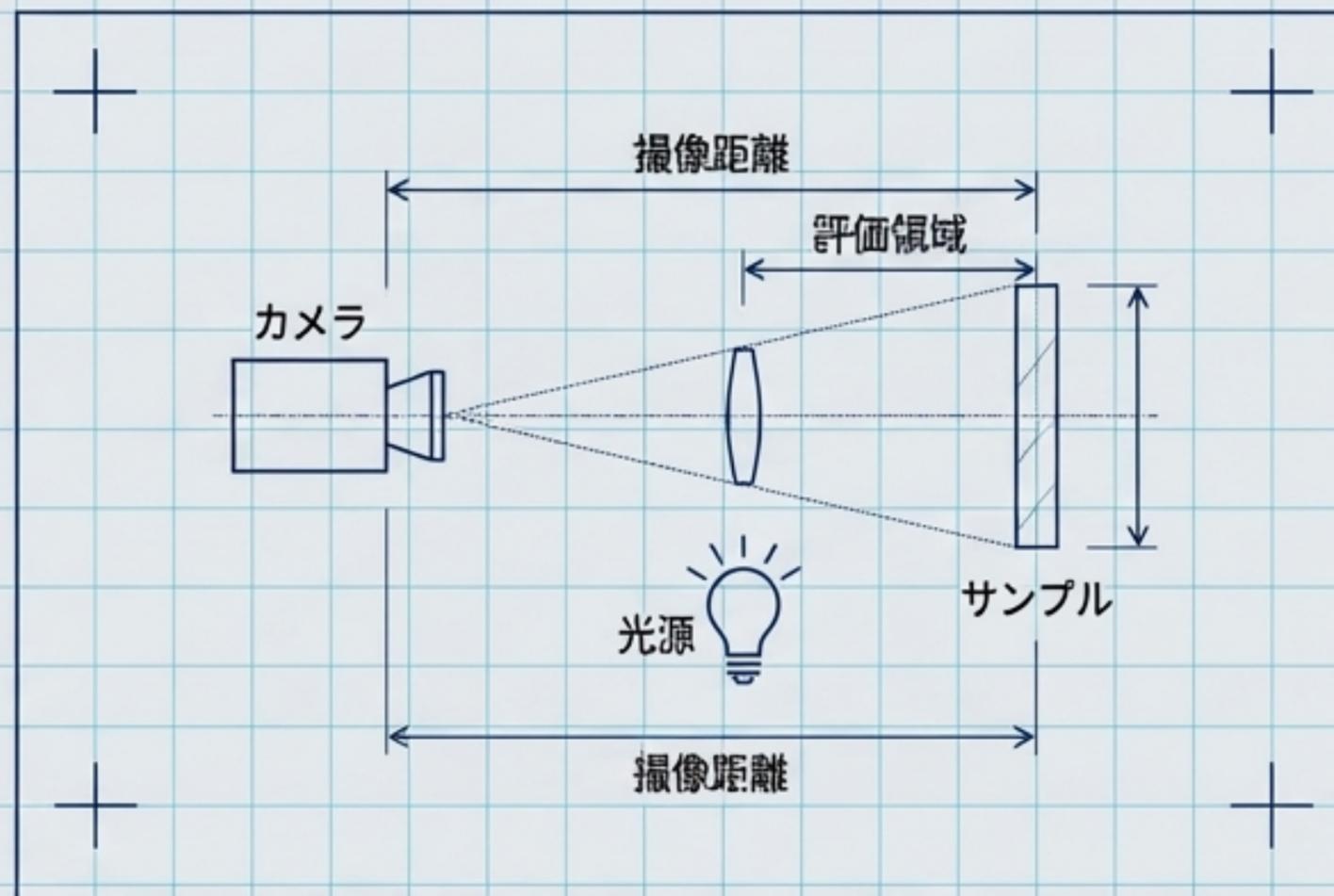
【再現性の担保】
装置名（例：HR-100等）だけでは不十分。
内部ヘイズ事件の轍を踏まないよう、運用
条件も特定する。

実践プレイブック3：効果の根拠と図面による固定



【効果の根拠データ】

端点だけでなく、レンジ全体を分割して「パラメータ値と効果の因果・相関」が見えるようにデータを配置する。進歩性・サポート要件の弱体化を防ぐ。

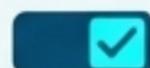


【図面によるセットアップの固定】

測定セットアップ（撮像距離、光学系、評価領域など）が範囲に影響を与える場合、必ず図面化し、本文で参照しながら条件を明確化する。

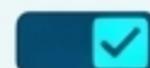
出願前診断ダッシュボード (Filing Checklist)

1. パラメータ採用の必然性



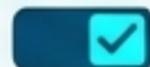
構造特徴+数値の二正面作戦を用意したか？

2. 測定方法の一義性



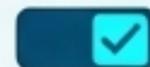
技術常識上「1つ」と言い切れるか？

3. 測定条件の感度



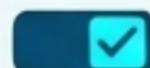
値が動く条件（装置/温湿度/計算）を固定したか？

4. 試料前処理



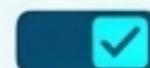
採取位置、乾燥、研磨等を実施例に明記したか？

5. 計算定義



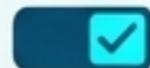
平均・中央値などの「計算の選択肢」を潰したか？

6. 許容誤差



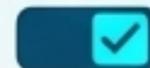
ばらつき、繰返し回数、誤差帯を記載したか？

7. 技術的意義



パラメータ値が効果と結び付く根拠データはあるか？

8. 国内外出願



EP向けにクレーム内参照を検討したか？

帰還不能点：補正と新規事項追加リスク

【優先権の活用（安全弁戦略）】

最初の優先出願に測定法の骨格を必ず入れる。不確実な場合は「測定法を含む別出願」を同日・近接日で併走させる。

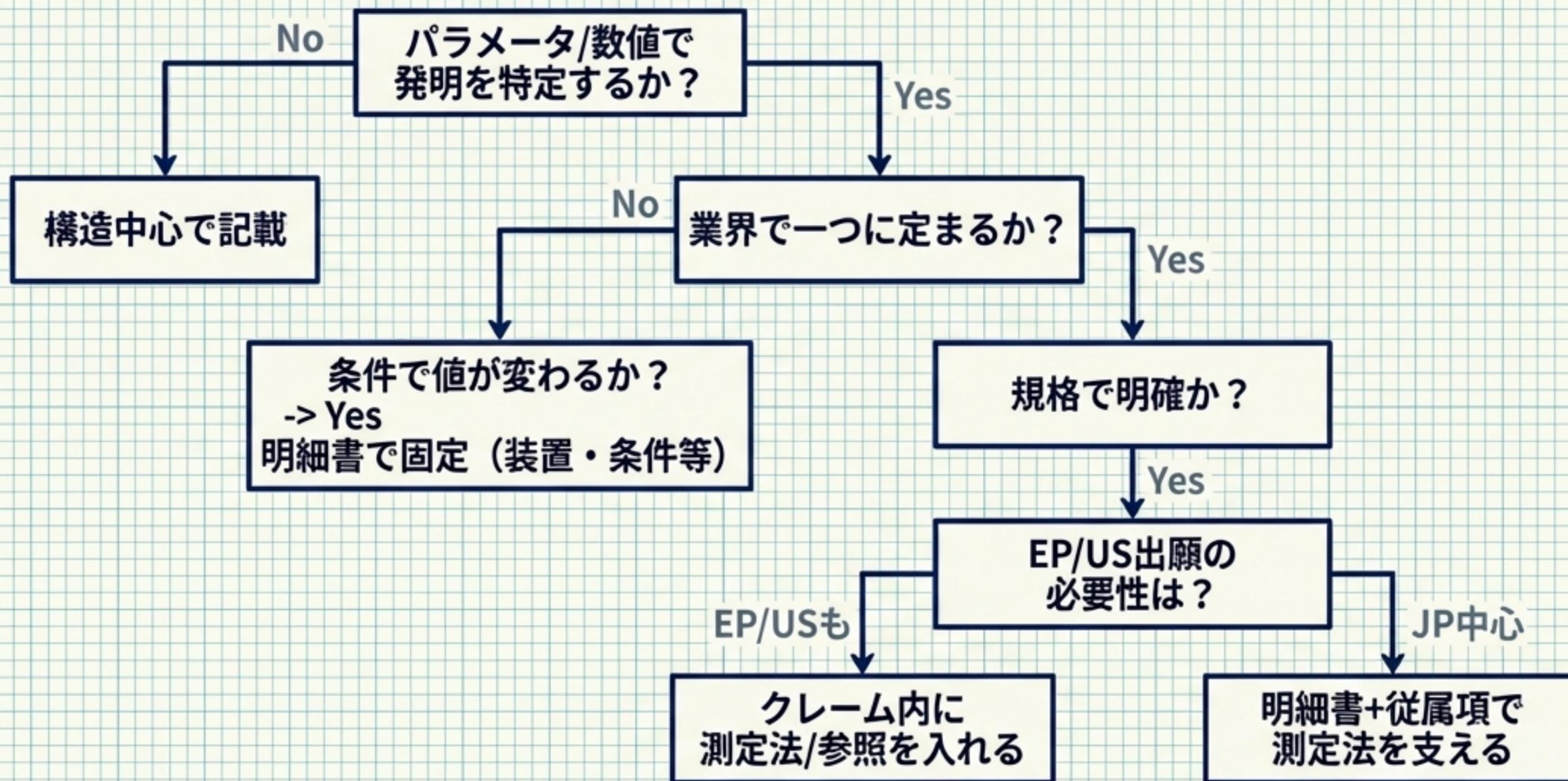


**出願日 (Filing Date) /
The Point of No Return**

【後付けの限界】

測定方法 (条件) の追記は「新規事項追加」リスクが極めて高い。意見書での後付け説明は通りにくい。

意思決定ツリー (The Master Decision Tree)



【ゴール】 侵害/立証まで考慮し、争点化しやすい「条件の空白」を減らす。

The Golden Rules (結論・最小実務セット)



Rule 1: 空白を埋める

パラメータを用いるなら、争点化しやすい「測定条件の空白（前処理・規格外条件）」を出願時に徹底的に潰す。



Rule 2: 合理的な収斂を導く

クレームに記載しない場合でも、明細書内で「測定目的・調整手順・許容範囲」を記述し、当業者が一義的に理解できる道を敷く。



Rule 3: グローバル階層化を前提とする

有効性だけでなく「侵害時の立証可能性」を見据え、EP/US基準も想定したクレーム階層（測定法参照項など）を初期出願から用意する。